

報告第20号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年9月2日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 1 4 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 6 2 , 7 0 0 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 交野市大字私市 3 0 2 9 番地 1  
氏 名 四條畷市交野市清掃施設組合  
管理者 四條畷市長 東 修平
- 3 示 談 日 令和 2 年 8 月 1 1 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 6 月 1 5 日（月）午前 1 1 時 1 5 分頃、交野市大字私市 3 0 2 9 番地 1、四條畷市交野市清掃施設組合の敷地内において、燃やすごみを搬入する際、計量を行い計量機から塵芥車を動かそうとしたところ、開閉バーが閉じていることに気付かず、塵芥車前方と接触させ、開閉バーを破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 6 2 , 7 0 0 円  
対物共済保険額 6 2 , 7 0 0 円  
市持出額 0 円

令和 2 年 8 月 1 1 日

交野市長 黒 田 実